「働き方改革推進支援助成金」

職場意識改善特例コースのご案内

重要なお知らせ

- ○事業実施期間を5月31日から7月31日まで延長しました。
- ○交付申請期限を5月29日から7月29日まで延長しました。
- ○支給申請期限を7月15日から9月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用の

一部を助成(助成率3/4など) します。【助成上限額:50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、 特別休暇の規定の整備を行う 中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間(令和2年2月17日~同年7月31日)

A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

- ■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。
- ■支給対象となる取り組み
- ①就業規則などの作成・変更
- ③労務管理担当者・労働者に対する研修
- ⑤労務管理用機器の導入・更新
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ④人材確保に向けた取り組み
- ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新 (パソコンなどの購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限:7月29日】

交付決定

事業終了後、支給申請書の提出【申請期限:9月15日】

労働局の支給決定後 助成金の支給

留意事項

申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら(https://jgrants.go.jp/)



申請・お問い合わせ先 **山口労働局雇用環境・均等室** TEL (083) 995-0390 〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階

令和2年度 業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金のご案内

(1) 助成率

1. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

業務改善助成金(中小企業事業主が対象です)

申請 〆切:1月29日(金)

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内 最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する

設備投資等を行う事業主に対して助成

※事業場内で最も低い賃金と地域別最低賃金の差額が30円 以内、事業場規模100人以下の事業場が対象

なお、事業場内最低賃金850円未満の事業場で助成対象となった場合は、設備投資 等に要した費用の4/5<9/10>

設備投資等に要した費用の3/4<4/5> (※<>は生産性要件を満たす場合)

【25円以上引き上げた場合(事業場内最低賃金850円未満の事業場のみ利用可能)】 引上げ労働者数1人の場合は25万円、2~3人の場合は40万円、4~6人の場合は 60万円、7人以上の場合は80万円

【30円以上引き上げた場合】

引上げ労働者数1人の場合は30万円、2~3人の場合は50万円、4~6人の場合は 70万円、7人以上の場合は100万円

【60円以上引き上げた場合】

引上げ労働者数1人の場合は60万円、2~3人の場合は90万円、4~6人の場合は 150万円、7人以上の場合は230万円

【90円以上引き上げた場合】

引上げ労働者数1人の場合は90万円、2~3人の場合は150万円、4~6人の場合 は、270万円、7人以上の場合は450万円

2. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

働き方改革推進支援助成金(中小企業事業主が対象です)

労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促 進に向けた環境整備に取り組むことを目的と して、外部専門家によるコンサルティング、 労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の (2)上限額 成果を上げた事業主に対して、その経費の-部を助成

(1)助成率

3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経 費が30万円を超える場合は4/5を助成)

成果目標の達成状況に基づき、最大250万円(一定要件の場合、最大490 万円)

(※詳細については、雇用環境・均等室にお問合わせください)

勤務間インターバル導入コース

申請〆切:11月30日(月)

申請〆切:11月30日(月)

勤務間インターバル制度を導入することを 目的として、外部専門家によるコンサルティ ング、労務管理用機器等の導入等を実施し、 改善の成果を上げた事業主に対して、その経 費の一部を助成

(1)助成率

3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経 費が30万円を超える場合は4/5を助成)

(2)上限額

インターバル時間数等に応じて、

- ①9時間以上11時間未満80万円(一定要件の場合、最大320万円)

100万円(一定要件の場合、最大340万円) など

(※詳細については、雇用環境・均等室にお問合わせください)

団体推進コース

申請〆切:11月30日(月)

中小企業の事業主団体において、傘下企業 の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性 向上に資する取組に対して、その経費を助成

(1)助成率 定額

(2)上限額 500万円

都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業 数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

テレワークコース(※問合せ先は、テレワーク相談センター Tel 0120-91-6479 となります)

申請〆切:12月1日(火)

在宅またはサテライトオフィスにおいて就 業するテレワークに取り組む事業主に対して その経費の一部を助成

(1)助成率

成果目標をすべて達成した場合 3/4 成果目標を達成しなかった場合 1/2

(2)上限額

①事業の対象労働者1人あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 40万円 成果目標を達成しなかった場合 20万円

②1企業あたりの上限額

成果目標をすべて達成した場合 300万円 成果目標を達成しなかった場合 200万円

※助成金には、各種支給要件等がありますので、まずはお問い合わせください(要件を満たさない場合は助成金を受けることはできません)。

山口労働局 雇用環境·均等室 Ta.083-995-0390 お問い合わせ先 〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階

業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金(目的別)

・業務を改善して、職場で最も低い賃金を引き上げたい。

業務改善助成金

労働時間短縮·

年休促進支援コース

休暇、ボランティア休暇)を導入したい。4時間単位の

年次有給休暇制度を導入したい。

・業務を改善して、①残業を減らしたい。②休日の所定

日数を増やしたい。③特別休暇(病気休暇、教育訓練

・新たに勤務間インターバル制度を導入したい。既に導入しているインターバル制度の時間数、適用範囲を拡大し

勤務間インダーバル 導入コース

団体推進コース

・新たにテレワークを導入したい。 テレワーク制度を継続 した活用したい。

・団体の参加企業に対して、残業の削減に向けたセミナー、巡回指導、相談窓口の設置等の取組を行いたい。

テレワークコース

「業務改善助成金」のご案内

『**業務改善助成金**』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内 最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の 概要 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、 設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練) などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください!

② 生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

概要

※申請期限:令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上	25万円 40万円 60万円 80万円		【事業場内最低賃金 850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
30円コース	30円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上	30万円 50万円 70万円 100万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金850円未満】
60円コース	60円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上	60万円 90万円 150万円 230万円	・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10(※1) 【事業場内最低賃金 850円以上】 3/4
90円コース	90円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上	90万円 150万円 270万円 450万円		3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)

- (※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率 が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (※2)対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。(令和2年4月13日現在) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。
 - ○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給きでの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、 最寄りの都道府県労働局に提出



交付決定後、 提出した計画に 沿って事業実施



労働局に 事業実施結果 を報告



支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

◆ 「働き方改革サポートオフィス山口」に、お気軽にお問い合わせください。

【住所】〒753-0814 山口市吉敷下東1丁目7番37号アネックス鳳陽B

[TEL]0120-172-223

申請先

◆ 助成金の申請窓口は、「山口労働局雇用環境・均等室」です。【住所】〒753-8510 山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館5階【TEL】083-995-0390

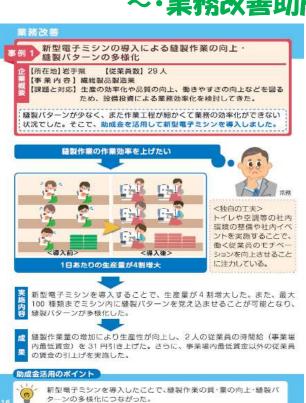
働き方改革推進支援資金

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を 行っています。

詳しくは、「日本政策金融公庫下関支店」の窓口にお問い合わせください。

【住所】〒750-0016下関市細江町2-4-3 【TEL】083-223-2251

~・業務改善助成金の活用事例・~





「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題 新たに機械・設備を 導入して、生産性を 向上させたい!

助成金 による 取り組み 労働能率を増進する ために設備・機器な どを導入

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用するようになったところ、 実際に労働能率が増進し、時間当たりの 生産性が向上した。 始業・終業時刻を手 書きで記録している が、管理上のミスが 多い!

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになり、 業務量の平準化につ ながった。 業務上の無駄な作業 を見直したいが、何 をすればいいか分か らない!

外部の専門家による コンサルティングを 実施



専門家のアドバイスで 業務内容を抜本的に見 直すことができ、効率 的な業務体制などの構 築につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、**山口労働局雇用環境・均等室**にお尋ねください。 〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階 TEL (083) 995-0390

【本コースを今年度活用される事業主、またはこれまで支給を受けた事業主の方へ】

▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆さまを支援する「人材確保等支援助成金」(働き方改革支援コース)が創設されています。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は、以下のホームページをご参照ください。

(「働き方改革推進支援助成金」とは窓口が異なります。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html

労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

- ① 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であり、全ての対象事業場 について下記に該当すること。
 - ・36協定を締結している
 - ・年5日の年次有給休暇の取得に向けて 就業規則等を整備している
- ② 交付申請時点で、「成果目標」①から④ の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

支給対象となる取り組み ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・ 均等部(室)に提出(<mark>締切:11月30 日(月)</mark>)

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

(事業実施は、令和3年1月29日(金)まで)

労働局に**支給申請**(締切:<u>2月12日(金)</u>)

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」 や 「申請様式」は、こちらからダウンロード できます。



成果目標

①から④の「成果目標」から1つ以上を選択の上、 達成を目指して取り組みを実施してください。

- ① 全ての対象事業場において、月60時間を超える 36協定の時間外労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働時間数で月60時間以下に設定
 - ・時間外労働時間数で月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② 全ての対象事業場において、所定休日を1日から 4日以上増加させること。
- ③ 交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育 訓練休暇、ボランティア休暇)のいずれか1つ 以上を全ての対象事業場に新たに導入すること。
- ④ 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業 場に新たに導入させること。
- 上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。</u>

支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象と なる取り組みの実施に要した経費の一部を支給 します。

以下のいずれか低い額

助成額

①~④の上限額および加算額の合計額

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)

(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支 給対象の取り組みで⑥から⑧を実施する場合で、そ の所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

● 成果目標①の上限額

	事業実施前の	D設定時間数	
事業実施後に設定す る時間外労働時間数 等	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等が月80時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 時間数で月60時間を 超える時間外労働時 間数を設定している 事業場	
時間外労働時間数で 月60時間以下に設定	100万円	50万円	
時間外労働時間数で 月60時間を超え、月 80時間以下に設定	50万円	_	

● 成果目標②の上限額

・所定休日3日以上増加:50万円

· 所定休日 1~2日以上增:25万円

● 成果目標③達成時の上限額:50万円

成果目標④達成時の上限額:50万円

賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)

「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

<u>このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支</u>援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題 インターバル制度を 導入するために、新 たに機械・設備を導 入して、生産性を向 上させたい!

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い!

インターバル制度を 導入するために、業 務上の無駄な作業を 見直したい!

助成金 による 取組 労働能率を増進する ために設備・機器等 を導入

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入 外部の専門家による コンサルティングを

実施

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用したと ころ、実際に時間当 たりの生産性が向上 した。



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになった



専門家のアドバイス で業務内容を抜本的 に見直すことができ た。

勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、**山口労働局雇用環境・均等室**にお尋ねください。 〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階 TEL(083)995-0390

【本コースを今年度活用される事業主、またはこれまで支給を受けた事業主の方へ】

▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)が創設されています。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。 詳細は以下のHPをご参照ください

(働き方改革推進支援助成金とは窓口が異なります)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313 00001.html



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であり、全ての対象事 業場について、原則として下記に該当する こと。
 - ・36協定を締結している
 - ・年5日の年次有給休暇の取得に向けて 就業規則等を整備している
- 次のいずれかに該当する事業場を有すること。
- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等 の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- 新規導入【対象事業主2.①に該当する場合】 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- 適用範囲の拡大【対象事業主2.②に該当する場合】 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半 数を超える労働者を対象とすること
- ●時間延長【対象事業主2.③に該当する場合】 所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。
- 上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当</u> たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き 上げを行うことを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9 時間以上 11時間未満	3/4	8 0万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	5 0 万円

- (※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる 取組」で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超え る場合の補助率は4/5となります。

賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要 書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均 等部(室)に提出(締切は11月30日(月))



交付決定後、提出し た計画に沿って取組 を実施



労働局に**支給申請** (<mark>締切は2月12日(金)</mark>)

申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら(https://jgrants.go.jp/)



「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されました。

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(以 下「構成事業主」といいます)の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げ に向けた取り組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

事業主 団体など の課題

の活用

構成事業主へ「働き方 改革」の取り組みにつ いて周知したい!

助成金

労務管理などに関す るセミナーを開催

取り組み の結果



- ・36協定の作成の手順 や、労働時間管理の方 法などを教示
- ・セミナー後にも相談 窓口を設置し、構成事 業主の取り組みを支援
- ・セミナー資料を会報 誌に掲載して、全ての 構成事業主に周知

構成事業主の職場で の、業務の効率化を 推進したい!

外部専門家による巡 回指導や、好事例の 収集・紹介を実施



- ・外部専門家に よる巡回指導 によって、 個々の企業の 業務の見直し を図る
- 上記で得られた改善 結果や好事例をとりま とめ、その内容を他の 構成事業主に周知した ことにより、同様の例 を横展開

構成事業主も悩んで いる人手不足を解消 したい!



人材確保に向けた取り 組み、外部専門家によ る巡回指導を実施





- 構成事業主の求人募 集を事業主団体などが とりまとめて募集
- ・併せて外部専門家に よる巡回指導を行って、 募集企業の職場環境を 改善
- ・複数の構成事業主で 新たな労働者を確保

中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、**山口労働局雇用環境・均等室**にお尋ねください。 〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階 TEL(083)995-0390

▶労働局の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroud oushou/shozaiannai/roudoukyoku/



▶働き方改革関連法の詳細は、 「働き方改革」特設サイトへ https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/



団体推進コースの助成内容

対象事業主

次のいずれかに該当する事業主団体など (※1)であること

- ① 3者以上で構成する事業主団体
- ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人)
- イ 上記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成する共同事業主 共同する全ての事業主の合意に基づく協定 書を締結しているなどの要件を満たすこと。
- (※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、 構成事業主全体の2分の1以上である必要があります。

中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件 を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

支給対象となる取り組み ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減 実験(労働費用を除く)の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会 開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増 進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業

成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

支給対象となる取り組み内容について、 事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向け た改善事業の取り組みを行い、構成事業主 の2分の1以上に対してその取り組みまた は取り組み結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費を支給します。

以下のいずれか低い方の額

① 対象経費の合計額

助成額

- ② 総事業費から収入額(※2)を 控除した額
- ③ 上限額(※3)
- (※2) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が 発生する場合などが該当します。
- (※3) 上限額は以下のとおりです。
 - ① 原則、上限額は500万円
 - ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で 構成する事業主団体など(傘下企業が10者以
 - 上) に該当する場合の上限額は1,000万円

ご利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切:11月30日(月))



交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施

(事業実施は、令和3年2月22日(月)まで)



労働局に支給申請(締切:3月1日(月))

申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



「働き方改革推進支援助成金※」」のご案内 (テレワークコース)

労働時間等の設定の改善※2及び仕事と生活の調和の推進のため、

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む 中小企業事業主を支援します!

令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

※2 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者 の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

★支給額について、1人当たりの上限額と1企業当たりの上限額を倍増し ます!

- ★受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします!
- ★成果目標を見直します!

月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる目標は廃止します。

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施 してください。取組に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

- (例)・シンクライアント端末(パソコン等)
 - VPN装置 web会議用機器
 - ・社内のパソコンを遠隔操作するための 機器、ソフトウェア
 - ・保守サポートの導入
 - クラウドサービスの導入

 - サテライトオフィス等の利用料 など※ シンクライアント以外のパソコン、タブ レット、スマートフォンの購入費用は対象と なりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家(社会保険労務士など)による 導入のためのコンサルティング

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主 が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限ります。 ※少なくとも対象労働者の1人は直接雇用する労働者であることが必要です。

支給額

New!

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものに ついて、成果目標の達成状況※に応じて助成します。※成果目標・評価期間は裏面参照。

対象経費 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、 備品費、機械装置等購入費、委託費

(注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象

対象経費の合計額 × 補助率

助成額

(上限額を超える場合は上限額※)

※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の 達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たり の上限額	40万円	20万円
1 企業当たり の上限額	300万円	200万円

<支給額の例>

労働者100人の企業で、

総務、経理部門において400万円のテレワーク用機器を導入し、 対象労働者が10人の場合

所要額 400万円

- ○成果目標<u>達成の場合</u> → 300万円を助成
- ○成果日標未達成の場合 → 20万円×10人=200万円を助成

※ 成果目標、ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。



厚牛労働省• 都道府県労働局

成果目標と評価期間

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください(達成状況に応じて支給額が変わります)。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、 1回以上とする

評価期間

上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施期間(交付決定の日から令和3年2月15日まで)中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。 ※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

ご利用の流れ

1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの

必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出(締切は<u>12月1日(火)</u>)

※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます



2

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

対象となる中小企業事業主



事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請**(締切は3月1日(月)) ※ 厚生労働省から支給されます

3

❶ テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

2 テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に 増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または 出資額	B. 常時使用する 労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク相談センター https://www.tw-sodan.jp/

テレワーク 相談

検索

https://www.tw-sodan.jp/

電話:0120-91-6479 (受付時間:平日9:00~17:00)

」上記のフリーダイヤルがつながらない場合には、以下の番号でも受け付けます。(5月31日まで) 電話:03-5577-4724、03-5577-4734

ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。 また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地:〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

- ※ 働き方改革推進支援助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業 テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人 日本テレワーク協会により行われています。
- ●テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。 テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf